

「盛土規制法」許可申請等手続きの手引き 主な改訂内容

表中に記載している例規等の表記は以下のとおりです。

- ・法：宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）
- ・政令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令
- ・省令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
- ・旧法：宅地造成等規制法
- ・技術的助言：宅地造成及び特定盛土等規制法の施行にあたっての留意事項について
(技術的助言)

改訂箇所		改訂内容	備考
1編	1-3 P 6	【規制区域】 ・法令改正により、宅地造成工事規制区域から、 <u>宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域</u> に変更。	法第 10 条, 第 26 条
	2-2 P 8	【許可・届出を要する工事】 法令改正により、 ・土地の形質変更に盛土の項目、土石の堆積に関する項目を追加。 ・区域毎の許可・届出の対象規模を追加。	政令第 3 条, 第 4 条, 第 27 条, 第 28 条
2編	2-3 P 10 ~14	【許可等を要しない工事】 ・法令等の「 <u>規制対象外</u> 」、「 <u>許可届出が不要なもの</u> 」を整理。 ・ <u>既存擁壁のやり替え</u> に関する内容を追加。	政令第 2 条, 第 5 条 省令第 1 条, 第 8 条 技術的助言
	2-4 P 15	【許可・届出の特例について】 ・法令改正により、開発許可を受けて行われる工事は、許可不要から、 <u>みなし許可・みなし届出</u> に変更。	法第 15 条第 2 項, 第 27 条第 5 項, 第 34 条第 2 項
	4-1 P 28	【住民への周知】 ・法令改正により新たに項目追加。	法第 11 条, 第 29 条
4編	4-2 P 29	【隣接者の承諾】 ・同意書から、 <u>承諾を得た内容が分かる書類</u> の提出に変更。	
	4-3 P 29	【工事主の資力・信用の確認】 ・法令改正により新たに項目追加。	法第 12 条第 2 項第 2 号, 第 30 条第 2 項第 2 号
	4-4 P 29	【工事施行者の能力の確認】 ・法令改正により新たに項目追加。	法第 12 条第 2 項第 3 号, 第 30 条第 2 項第 3 号

	4-5 P 29	【土地所有者等の同意】 ・法令改正により、 <u>土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意に変更。</u>	法第12条第2項第4号、 第30条第2項第4号
	4-8 P 31	【公共施設が隣接する場合】 ・境界査定書から、 <u>公共施設管理者協議報告書の提出に変更。</u>	
5 編	5-2 P 32	【標識の掲示】 ・法令改正により新たに追加され、標識の様式も追加。	法第49条
	5-3 P 35	【変更の許可等】 ・変更後の内容を朱書きで記載することを追加。	
	5-4 P 35 ~36	【中間検査】 ・法令改正により新たに項目追加。	法第18条、第37条
	5-5 P 37	【定期報告】 ・法令改正により新たに項目追加。	法第19条、第38条
8 編	8-2-3 P 10	【擁壁の設置について】 ・ <u>二次製品の取扱い</u> を追加。 ・擁壁種別による必要書類を更新。	
	8-3-1 P 57 ~58	【コンクリート擁壁等の設計】 ・ <u>擁壁の高さが2mを超える場合、中地震時及び大地震時における検討</u> を追加。 ・「地震時における設計水平震度」、「部材の許容応力度」を追加。	「盛土等防災マニュアルの解説」より
	8-6 P 69	【崖面崩壊防止施設に関する技術的基準】 ・法令改正により新たに項目追加。	政令第14条
	8-7-2 P 70	【地表面の保護】 ・法令改正により新たに項目追加。	政令第15条第2項
	8-8-2 P 70	【盛土をする前の地盤面への措置】 ・法令改正により新たに項目追加。	政令第16条第2項
	8-9 P 71 ~72	【土石の堆積に関する技術的基準】 ・法令改正により新たに項目追加。	政令第19条
別 表 1	P 73	【図面凡例（参考例）】 ・新たに追加。	